

常滑市地域公共交通計画 別紙（令和9年度）
（地域内フィーダー系統を含む。）

令和8年6月●日

（名称）常滑市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

[目的・必要性]

- ・常滑市（以下「本市」という。）は平成17年の中部国際空港開港以来、特に中部（鬼崎地区、常滑地区）で宅地開発や商業施設の出店が進み、人口が大きく増加した一方で、駅から離れた地域では人口減少や少子高齢化が進んでいる。
- ・また、本市は典型的な「クルマ社会」であり、スーパーや診療所などの生活に必要な施設は、公共交通や車などの「乗り物で移動する」ことを前提に、徒歩圏よりも広い範囲に立地している。
- ・そうした中、令和4年10月にポートレースとこなめが、来場者の増加及び利用促進及び市民の利便性を図るためのファンバス（コミュニティバスグリーン。以下「グリーン」という。）を開始し、当該ファンバスの経路に市街地ルート等を設けたことで、交通空白地（駅は半径800m、バス停は半径300m内に電車及びバスの公共交通が存在しない地域として、本市の地域公共交通計画で定めているもの。）は一定程度解消されたところである。
- ・また、残る交通空白地についても、本市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の議論を経て、令和8年12月からのオンデマンド交通（本市では「呼べるバス」と呼称している。）の導入が決まったところである。
- ・これらの公共交通については、交通空白地対策として必要不可欠なものであるが、コミュニティバスグリーンについては、令和7年度から本市一般会計に移管されたことで、呼べるバスと共に、実質公債費率や将来負担比率が県内でも高い状況にある本市の財政負担になっている。
- ・今後も市で行う公共交通を維持していくために、地域公共交通確保維持事業による支援が必要であると考えます。

[幹線]

- ・グリーン南部・上野間線及び武豊線は、本市南部の市民の日常生活（通勤・通学、買い物、病院及び地域活動等）及び広域交通（名鉄知多新線又は河和線）にアクセスの確保を目的としている。

[フィーダー]

- ・グリーン北部・青海線及び呼べるバスは、日常生活に必要な各地域内の移動手段の確保や、幹線系統及び基幹交通（名鉄常滑線又は空港線）への接続による、広域的な移動手段の確保を目的としている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

種別	路線	目標（令和10年。目標値。）
幹線	グリーン上野間線	9.6人/便
幹線	グリーン武豊線	10.8人/便
フィーダー	グリーン青海線	3人/便
フィーダー	呼べるバス（鬼崎エリア）	3.4人/時
フィーダー	呼べるバス（中部エリア）	3.3人/時

(2) 事業の効果

【幹線及びフィーダー】

- ・ 日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保
- ・ 基幹交通（鉄道）への接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保
- ・ 高齢者等の外出意欲の向上
- ・ 社会参加の促進 等

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

委託事業者にも協力を得ながら、本市において以下の取り組みを実施する。

[グリーン]

- ・ 時刻表の作成
- ・ バス予報・バスロケーションシステムの継続
- ・ グリーン均一運賃の導入
- ・ とこ NAVI との連携
- ・ 利用状況等調査
- ・ 定額制（均一制）運賃の導入
- ・ 定期券の導入

[呼べるバス]

- ・ 説明会の実施
- ・ 乗降スポットへの目印の掲出（掲出可能箇所に限る）
- ・ 定時定路線区間（鬼崎エリア）のバス停の作成
- ・ とこ NAVI との連携
- ・ 利用状況等調査
- ・ 定額制（均一制）運賃の導入
- ・ 回数券・乗り放題券の導入

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）のとおり

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

[幹線]

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るグリーン上野間線、武豊線について、その運行に係る費用総額●円のうち、常滑市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

[フィーダー]

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るグリーン青海線及び呼べるバスについて、その運行に係る費用総額●円のうち、常滑市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者の実測データにより確認
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（地域間幹線系統）のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙1 生産性向上の取組のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費用国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○協議会（運賃分科会含む。）の開催状況について（地域公共交通計画策定（令和6年3月）以降）

年月	協議会	主な議題（幹線・フィーダー関連）
令和6年 6月	第10回協議会	○交通協議会設置要綱改正（運賃分科会関係）
令和6年10月	第11回協議会	○グルーンの常滑市一般会計への移管 ○グルーン有料化の検討 ○交通空白地対策の検討
令和7年 3月	第12回協議会	○グルーン有料化の決定 ○交通空白地対策の方向性の決定
令和7年 6月	第13回協議会	○運賃有料化に関するアンケート （報告）交通空白地対策の検討状況
令和7年11月	第14回協議会	○交通空白地対策の決定 ・グルーンの路線見直し ・呼べるバスの導入
令和7年 3月	第1回運賃分科会	○グルーン及び呼べるバスの運賃

19. 利用者等の意見の反映状況

(グリーン関係)

令和7年8～9月、市北部において、交通空白地対策としてのオンデマンド交通実施についての説明を行い、意見交換したところ、特に青海地区において、運行時間等を見直した上での定時定路線方式の運行を求める意見が多くあった。

それを踏まえて令和7年9月に実施した、当該地区における市民アンケートでも、定時定路線により多くの支持が集まったことも踏まえ、令和8年12月のグリーンの路線改編にあたっては、グリーン北部・市役所線、北部・大野線を統合し、グリーン北部・青海線として定時定路線運行を行うこととした。

(呼べるバス関係)

令和7年8～9月、市北部において、交通空白地対策としてのオンデマンド交通実施についての説明を行う中で、運賃支払方法に関し、アプリ等オンライン決済に拠らない紙回数券の意見が複数寄せられた。それを踏まえた協議会等での議論も踏まえ、呼べるバスの運賃(案)において、回数券を導入することとした。

(グリーン・呼べるバス共通)

また、運賃(案)を策定するにあたっては、令和7年9月に利用者等を対象としたアンケート(道路運送法第9条第5項に基づかない任意のもの)を実施し、PSM分析(Price Sensitivity Measurement: 価格感度測定)に基づき、利用者が受容し得る運賃として、グリーン200円、呼べるバス400円(1乗車あたり)の運賃(案)を設定した。

(参考)利用者等の意見の徴取状況

年月	主な内容
令和6年1～2月	交通計画策定における、パブリックコメントの実施
令和7年4～5月	(市北部)交通空白地対策に係るアンケート
令和7年8～9月	(市北部)北部地域コミュニティバス座談会 (市中部)中部地域公共交通座談会
令和7年9月	(青海地区)青海地区におけるグリーンと「呼べるバス」のあり方に関するアンケート
令和7年9月	グリーン及び呼べるバスの料金設定に係るアンケート

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

(所 属) 市民生活部市民協働課

(氏 名) 前田・伊藤

(電 話) 0569-47-6108

(e-mail) kyodo@city.tokoname.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。